

海外ビジネス拡大支援事業補助金(海外展示会等出展支援)交付要領

(趣旨)

第1条 海外ビジネス拡大支援事業補助金(海外展示会等出展支援)(以下、「補助金」という。)の交付については、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号。以下「補助金規則」という。)および産業労働部商業・市場開拓課所管補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)の定めによるほか、この交付要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。
- (2) 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者とする。
- (3) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社および個人であって、事業を営む者をいう。
- (4) 「みなし大企業」とは、以下の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) 「年度」とは、県の会計年度をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 福井県内に本社または主たる事業所を有し、次のアからウまでのいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業者および小規模企業者。ただし、みなし大企業は除く。
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律第(昭和32年法律第185号)3条第1項に規定する中小企業団体
 - ウ イのほか、特別の法律により設立された組合およびその連合会であって、知事が補助事業者として適当と認める者
- (2) 1年以上の業歴を有すること。
- (3) 県税および地方消費税に滞納がある者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定による政治団体および宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定による宗教団体でないこと。
- (7) 同一年度内に既に本補助金の交付の決定を受けている者でないこと。
- (8) 前年度に、本補助金の交付の決定を受けながら、補助事業を廃止した者でないこと。ただし、自然災害等のやむを得ない事情により廃止した者を除く。
- (9) 前各号に定めるもののほか、知事が不適當と判断する者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が生産または販売する製品等の海外販路開拓を目的として、外国で開催される展示会、商談会等(以下「展示会等」という。)へ出展する取組みとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 一般消費者への販売を主たる目的とする展示会等へ出展する事業
- (2) 特定の顧客のみを来場対象とする展示会等へ出展する事業
- (3) 補助金の交付決定の前に開始される展示会等へ出展する事業
- (4) 補助金の交付決定の日の属する年度の3月以降に終了する展示会等へ出展する事業
- (5) 公序良俗に反する事業および公的資金の交付の対象として適切でない事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、知事が不適當と判断する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費であって、別表に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 交付対象経費に係る消費税および地方消費税額
- (2) 補助金の交付決定の前に着手した業務にかかる経費。ただし、やむを得ない事情によるものであって、次のアおよびイのいずれかに該当するものを除く。

ア 出展料について、交付決定の後に支払う額、または、あらかじめ第7条第2項第1号に定める事業計画書および同条同項第2号に定める収支予算書とともに、交付決定前実施届出書を

知事に提出し、承認を受けた日以降に支払う額。なお、この承認は、補助金の交付を確実にするものではなく、補助金の交付を受けられなかったことにより損失を生じた場合には、当該損失は、申請者が負担するものとする。

イ 出展料以外の経費について、あらかじめ第7条第2項第1号に定める事業計画書および同条同項第2号に定める収支予算書とともに、交付決定前実施届出書を知事に提出し、その承認を受けた日以降に着手した業務にかかる経費。なお、この承認は、補助金の交付を確実にするものではなく、補助金の交付を受けられなかったことにより損失を生じた場合には、当該損失は、申請者が負担するものとする。

- (3) 補助金の交付決定の日の属する年度の2月末日までに支払いを完了しなかった経費
- (4) 本補助金以外の国、地方公共団体、独立行政法人その他これに類する公共的団体の補助金等の対象となっている経費
- (5) 補助事業の実施に直接必要とは認められない経費および補助事業以外の事業の実施に要する経費と明確に区分できない経費
- (6) 前各号に定めるもののほか、知事が不適当と判断する経費

(補助率および補助の限度額等)

第6条 補助金の率は3分の1以内とし、補助金の額は1件あたり100万円を上限とする。なお、千円未満の端数は切り捨てとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 交付申請書には次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 2か月以内に発行された県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または県税の納税状況の確認に関する同意書
- (4) 2か月以内に発行された地方消費税の納税証明書
- (5) 申請者および出品する製品等の概要が記載された資料
- (6) 出展する展示会等の概要が記載された資料
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付の申請があったときは、補助金規則第5条の規定に基づき、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行う。

2 知事は、前項の審査にあたって、申請者が第3条第1項第5号のアからオまでのいずれにも該当しない者であるかを県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助金規則第6条の規定に基づき、補助金の交付の決定をする場合においては次条から第12条までに定める条件を附する。

4 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金規則第7条の規定に基づき申請者に通知する。

（補助事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、交付要綱第4条の規定に基づきあらかじめ補助事業計画変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

（1）補助対象経費の相互間20パーセント以内の経費の配分の変更

（2）補助事業の効用を減じない内容の変更

2 変更承認申請書には次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）変更事業計画書

（2）変更収支予算書

（3）前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

（補助事業の中止または廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、出展する展示会等を変更する場合は、補助事業を中止または廃止するものとみなし、前項の規定を準用する。

（補助事業の遅延）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の経理）

第12条 補助事業者は、補助金収入および補助事業の支出を記載した帳簿ならびに証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、知事から交付要綱第5条に規定に基づく補助事業の遂行の状況報告の求めがあったときは、すみやかに報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助事業完了実績報告書（以下「完了実績報告書」という。）を補助事業が完了した日から起算して1か月以内または補助事業に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 完了実績報告書には次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）事業結果報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 展示会等への出展の実態が確認できる書類
- (4) 補助事業の支出に係る証拠書類の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金規則第13条の規定に基づき当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第7条の規定に基づき、補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(補助事業の成果等の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、知事から補助事業の成果等についての発表報告等を求められたときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年7月21日から施行する。

(別表)

補助対象経費

経費区分	科目	内容
海外展示 会等出展 経費	出展料	出展登録料、小間料、会場使用料 等
	ブース設計・施 工・装飾費	ブースの設計、施工・設営、装飾等に要する経費。 財産の取得または所有する財産の効用の増加に要する経費は除く。
	備品等借上料	出展に直接必要となる備品の借上等に要する経費。
	展示品等輸送費	展示品等の日本国内と展示会等開催地との間における輸送に要す る経費。
	通訳料	出展期間中の通訳に係る報酬・料金 等。 補助事業者の役員・従業員に支給するものは除く。
	渡航費	補助事業者の役員・従業員の、日本国内と展示会等開催地との間の 航空機を利用した移動に要する経費。 人数の上限は、2名分とする。 運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する 場合には、最下級の運賃の額とする。 日本国内における移動に要する経費は除く。
	宿泊費	補助事業者の役員・従業員の、展示会等開催地等における宿泊に要 する経費。 人数の上限は、2名分とする。 宿泊日数の上限は、補助事業実施のために必要な日数のうち、知事 が認めた日数とする。 一泊あたりの額の上限は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25 年大蔵省令第45号)別表第2で規定する、展示会等開催地の宿泊 費基準額のうち職務の級が十級以下の者の額とする。